ACCESS

証券コード：4813

第31回

定時株主総会
招集ご通知

開催情報

日時　平成27年４月15日（水曜日）
午前10時

場所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　２階
「ダイヤモンドルーム」

目次

企業理念…… 1
第31回定時株主総会招集ご通知 …… 2

（添付書類）
事業報告…… 4
連結計算書類…… 33
計算書類…… 37
監査報告書…… 40

株主総会参考書類…… 44

株式会社ACCESS

Mission - ミッション -

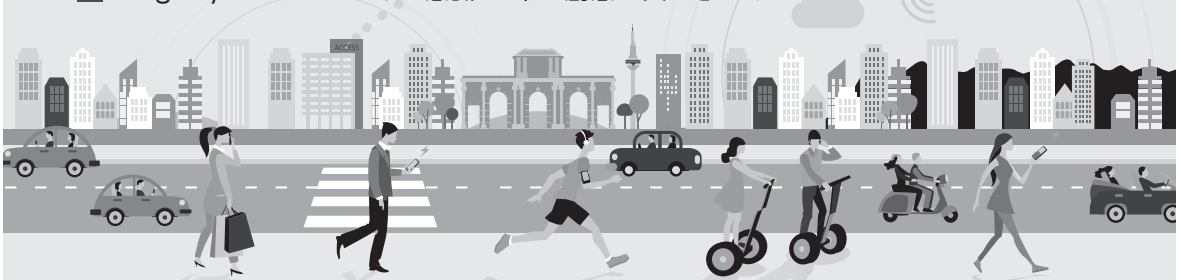
我々は、ソフトウェアを人々の身近な存在にし、
世界に新しい日常を提供し続けます。

Vision - ビジョン -

自らの技術力と人間力で『あらゆる機器・サービス・人』をつなげ、
ユーザ・業界・地域の課題を解き続ける
イノベーションソフトウェア会社となる。

Core value - コア バリュー -

1	User-First	ユーザのことを一番に考え、期待を超える
2	Think Big	大胆に構想し、出来ない理由ではなく可能にする手段を考える
3	Challenge	チャンスを逃さず、挑戦することをためらわない
4	Commitment	プロのビジネスパーソンとして妥協せず、継続して最後までやりきる
5	Professionalism	得意分野を作り出し、専門性で尖り続ける
6	Collaboration	ひとりひとりに敬意を払い、互いの英知を結集する
7	Deliver WOW	ワクワクを作ってワクワクを提供する
8	Simplicity	合理性を重んじ、ものごとをシンプルに進める
9	Evolution	現状に満足することなく変革し続ける
10	Frugality	コストを意識し、常に創意工夫を心がける



証券コード　４８１３
平成27年３月31日

株　主　各　位

東京都千代田区猿楽町二丁目８番８号
株式会社ＡＣＣＥＳＳ
代表取締役社長　室　伏　伸　哉

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか３頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年４月14日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年４月15日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
　ホテルグランドパレス　２階　「ダイヤモンドルーム」
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第31期（平成26年２月１日から平成27年１月31日まで）
　事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第31期（平成26年２月１日から平成27年１月31日まで）
　計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://jp.access-company.com/investors/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://jp.access-company.com/investors/）に掲載させていただきます。
◎ 本定時株主総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

［インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて］

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

［議決権行使ウェブサイトＵＲＬ］　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成27年４月14日（火曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

4．書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

6．パソコンを用いて議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
(１)画面の解像度が　横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
(２)次のアプリケーションをインストールしていること。
①ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
②PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

7．携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機器が128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であることが必要となります。

(Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。)

以　上

［インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ］

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】　0120-652-031（午前９時～午後９時）
〈その他のご照会〉 三井住友信託銀行　証券代行事務センター　0120-782-031
（平日午前９時～午後５時）

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取りまく環境としましては、国内経済におきましては、消費税率の引き上げによる個人消費等への影響が一部に見られたものの、引き続き雇用環境の改善や企業の設備投資の増加が見込まれており、概ね景気は回復基調を維持いたしました。他方、世界経済におきましては、米国では堅調な個人消費を背景に景気回復が着実に進展しておりますが、欧州ではギリシャ債務問題やウクライナ危機等の不安定化要素を抱え、政治面・経済面ともに予断を許さない状況にあります。

国内の情報産業分野におきましては、スマートデバイス市場が成熟期へ向かい、これらのデバイス活用を前提としたクラウドサービスの拡大が加速しています。一方、家電や車といったあらゆるモノがインターネットに繋がるIoT（Internet of Things：モノのインターネット）への変革が起きつつあり、将来的には、モノ同士の相互通信により集積される膨大なデータを背景に、外部環境のモニタリングや自動解析、機器の自律的な制御等を活用して様々な事業機会が創出されると見込まれ、スマートセンサーや通信モジュール等といった関連市場も含め今後の市場成長が期待されております。

このような環境の下、当社グループは、携帯電話端末や情報家電等の組み込みソフトウェア分野で培ったスマートデバイス技術とクラウド技術、及びネットワーク関連技術を応用・発展させた新規事業を創出し、既存事業からの事業構造転換を図るとともに、中長期的にはインフラ、ネットワーク、サービスまでを一貫して提供することを視野に入れた真のクラウドサービス事業者としての事業基盤確立に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、上記方針に即し、Beaconサービス向けソリューションや法人向けクラウドサービス等の提供を開始し、ストック型ビジネスを主とする事業の構築に努めましたが、既存事業であるソフトウェアの受託・ライセンスモデルを主とする事業の縮小が当初の想定以上に急であったことに加え、一部の新規製品・サービスの事業化の遅れや不採算案件の発生等の要因が重なり、連結赤字を計上するに至りました。

他方、新規事業の進捗につきましては、過去数年間に亘り複数の新製品の開発・提供を継続したことを通じ、当社グループのコアコンピタンスが発揮でき、かつ事業成長を期待できる製品・事業の選別が進みつつあります。

連結売上高	連結経常利益(△損失)	連結当期純利益(△純損失)
7,520百万円 前期比 31.1%減	△873百万円 前期比 —	△2,505百万円 前期比 —

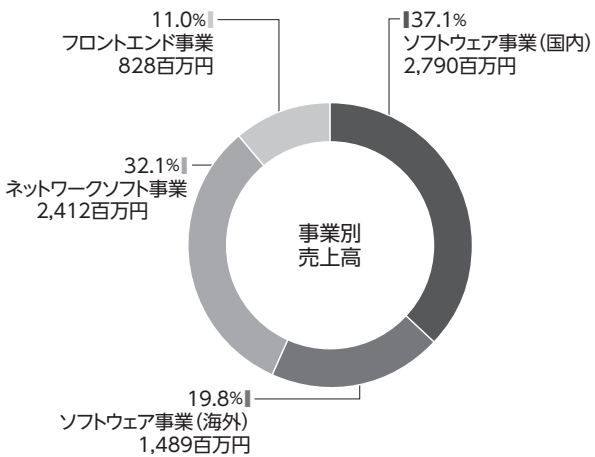
主要な事業内容

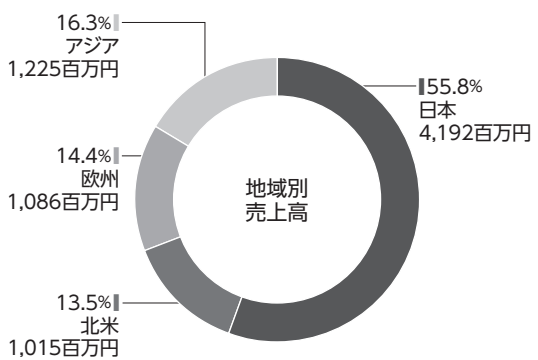
ソフトウェア事業（国内）
国内における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売を行っております。

ソフトウェア事業（海外）
米国、欧州、アジアの当社グループ海外拠点において、海外における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売を行っております。

ネットワークソフト事業
ネットワーク機器向けソフトウェア及びネットワーク仮想化ソリューション等の開発・販売を行っております。

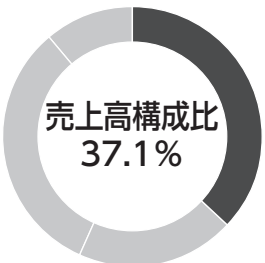
フロントエンド事業
電子書籍関連事業を注力分野とし、スマートフォンやタブレット端末を利用した新たなサービスを実現するためのソリューション提供を行っております。





※1 事業別及び地域別の売上高構成比は、外部顧客への売上高に基づいております。
※2 地域別の売上高構成比は、顧客の所在地別に表示しております。

当連結会計年度における各セグメントの取り組みを、以下のとおりご報告いたします。

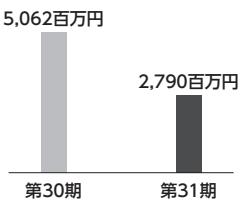


ソフトウェア事業（国内）

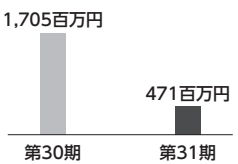
外部顧客への売上高　2,790百万円（前期比44.9%減）

セグメント損益　471百万円（前期比72.3%減）

外部顧客への売上高



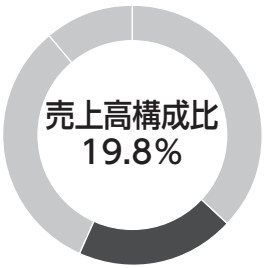
セグメント損益



携帯電話端末及び情報家電の関連分野において、既存製品の収益性の維持に努めつつ、新規事業の開拓に注力いたしました。

新規分野への取り組みとしましては、携帯電話端末や情報家電等のあらゆる機器をネットワークへ接続させる組み込みソフトウェア分野での事業経験及び技術蓄積を応用し、IoTを構成する諸要素の中でも特にセンサー技術及びBeacon端末を介した近接通信を軸とした事業の開発に注力し、具体的には通信モジュール、アプリケーション及びクラウド上での管理機能を一括で提供する「ACCESS™ Beacon Framework (ABF)」の事業展開を推進しております。本サービスはO2O（Online to Offline）サービスをはじめとする幅広い分野への応用が期待されており、株式会社博報堂（本社：東京都）の法人顧客向け広告配信ソリューション「ACTIVATION-AD™」、アライドアーキテクツ株式会社（本社：東京都）のプロモーション支援サービス、KDDI株式会社（本社：東京都）のスマートフォンユーザー向けサービス「auスマートパス」、大手アパレルメーカーである株式会社ナノ・ユニバース（本社：東京都）のEC店舗・実店舗連動型プロモーション、20世紀フォックス映画（本社：東京都）の配給映画作品向けの劇場内プロモーション、株式会社じげん（本社：東京都）の小売店舗向けポイントサービス「じげんスタンプ」等の導入成果を積み重ねたほか、次世代の広告・プロモーション支援サービスの実現に向け、株式会社フリークアウト（本社：東京都）の提供する顧客データ管理ツール（DMP:Data Management Platform）との連携を推進しております。

また、本サービスの応用領域として、博物館・美術館等の施設等での案内サービスや公共インフラ・産業用設備の保守・点検サービス等への展開可能性を検討しており、各種センサーの機能拡充に取り組むほか、「大阪マラソン2014」や福井県立恐竜博物館での実証実験に当社ソリューションを提供いたしました。

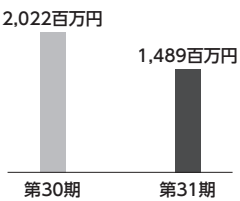


ソフトウェア事業（海外）

外部顧客への売上高　1,489百万円（前期比26.4%減）

セグメント損益　△721百万円（前期比　―　）

外部顧客への売上高

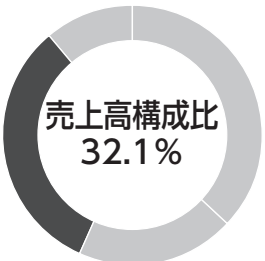


セグメント損益



海外市場における携帯電話端末及び情報家電関連分野向けに先進ソリューションの提供を行っております。

アジア地域における取り組みとしましては、現地の大手ハンドセットベンダーや通信キャリア向けに当社製品を提供するほか、日本国内で開発した新製品の現地展開を図っております。また、欧米市場向けには、車載機器やセットトップボックス向けに、様々な情報家電や端末間でコンテンツやサービスがシームレスかつセキュアに連携するHTML5及びDLNA関連の先進ソリューションの開発・展開を推進するほか、新規事業として、あらゆるスマートデバイス上でセキュアなコンテンツ同期サービスを実現するマルチスクリーンソリューション「ACCESS Twine™」を提供開始し、主として有料テレビ放送事業者向けに営業展開に努めております。

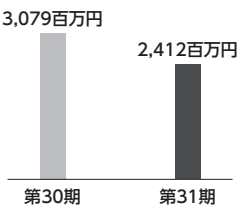


ネットワークソフト事業

外部顧客への売上高　2,412百万円（前期比21.7%減）

セグメント損益　△239百万円（前期比　―　）

外部顧客への売上高



セグメント損益



当社の米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発したネットワーク機器向け基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」の開発・拡販を中核事業として推進しております。また、ネットワーク仮想化への取り組みとして、次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）や、ネットワーク機能仮想化技術であるNFV（Network Function Virtualization）ソリューション等の開発・拡販を推進しております。

事業全体としては、開発・サポート拠点のインド移管が奏功した結果、全連結会計年度と比べ大幅に売上高が減少したものの、事業運営コスト削減へ向けた取り組みは順調に進展しつつあります。

「ZebOS®」関連の取り組みといたしましては、「ZebOS-XP®」シリーズの機能強化・バージョンアップを継続的に推進するほか、同製品を活用してネットワーク管理機能等の周辺機能を追加し「ZebIC™」や「ZebM™」等の新製品の開発・提供を開始いたしました。

一方、ネットワーク仮想化への取り組みといたしましては、特に通信事業者のネットワーク構築・運用コストの低減を実現する重要な取り組みとして注目が高まっておりますNFVの事業化を推進し、主として通信事業者向けに、サービス展開と管理手段の効率化を実現する仮想ネットワークプラットフォーム「VirNOS™（ヴァーノス）」を開発し、日本電気株式会社（本社：東京都）と共同での評価実施を経て提供開始しております。

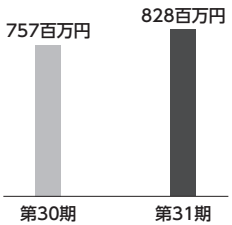


フロントエンド事業

外部顧客への売上高　828百万円（前期比9.4%増）

セグメント損益　△561百万円（前期比　―　）

外部顧客への売上高



セグメント損益



スマートデバイスの急速な市場浸透を踏まえ、各種サービス事業者やエンドユーザーに対し新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。特に、注力分野である電子書籍関連事業ではEPUB3.0対応の電子出版プラットフォーム「PUBLUS®（パブラス）」シリーズが株式会社集英社（本社：東京都）の電子雑誌アプリ「少年ジャンプ+」や株式会社KADOKAWA（本社：東京都）のウェブコミックサービス「ComicWalker」といった人気サービスに採用されております。さらに、教育分野への展開として、教育出版株式会社（本社：東京都）や株式会社NHK出版（本社：東京都）、株式会社医学書院（本社：東京都）等に当社ソリューションを提供するほか、東京書籍株式会社（本社：東京都）とはICTを活用した教育サービス及びICT教育サービス向けオンラインプラットフォームの開発・事業化へ向け協業を進めております。

新規事業への取り組みとしましては、企業のコミュニケーションの迅速化、活性化、低コスト化を支援するクラウドサービスシリーズ「JINSOKU.biz®（ジンソクドットビズ）」シリーズとして、ドキュメント共有・活用サービス「DocDrive™（ドックドライブ）」、Web会議サービス「Room®（ルーム）」、チャットサービス「Linkit®（リンクィット）」の3サービスの提供を開始したほか、「Linkit®」の機能拡張として、サイボウズ株式会社（本社：東京都）のビジネスアプリ作成プラットフォーム「kintone®（キントーン）」との連携機能を追加しており、主に小売、物流業界やシステムインテグレーター（SIer）を対象に営業展開しております。また、台湾向け通販業務システムの構築・運用を支援するサービス「CROS™（クロス）」を開発し、主に通販業界の日系企業を対象に提供開始しております。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

（2）対処すべき課題

① 新規事業分野での顧客基盤確立

当社グループの目下の最優先課題であります新たな収益基盤の構築へ向けた取り組みとして、過去数年に亘り複数分野において幅広く製品・サービスの新規開発を継続し、並行して研究開発機能やマーケティング機能強化等の諸施策を講じてまいりました。それらの取り組みの成果として、当社グループが競争優位性を発揮できる顧客価値領域及びターゲット市場が明確化しつつあり、特に以下の３領域を注力分野に位置づけ、先ずは各業界における有力リードカスタマーの獲得に努めております。

[IoTソリューション]

ネットワーク及びクラウドコンピューティングの高度化に伴いIoT化は急速に進展しつつあり、将来的にはスマートフォンやタブレットといったスマートデバイスも含め数百億個のモノがネットワークにつながるようになるとの予測もあります。多数のセンサーから成るネットワークとスマートデバイスの連携により実現するサービスの事例として、当面はiBeaconの登場と相俟って位置情報測位技術を活用したO2Oソリューションでの利用が進みつつありますが、今後は加速度や温湿度、生体情報等様々な情報のセンシング技術の高度化・低廉化が進むことにより、モノ同士の通信（M2M:Machine to Machine）によるアラート機能や自動制御機能が発展すると見られ、道路、上下水道、電力等のインフラ管理や産業、ヘルスケア、防災対策等で広範な用途でのサービス創出が期待されております。

本分野における当社グループの取り組みといたしましては、「ACCESS™ Beacon Framework（ABF)」の事業展開を進め、既に数多くのアーリーアダプター顧客を獲得しておりますが、引き続き顧客基盤の拡充に努める一方、顧客ごとの個別の取り組みから共通プラットフォーム上への参加を促し、参加者それぞれの利益を最大化するエコシステムの構築に取り組んでまいります。

[クラウドソリューション]

電子出版ソリューション「PUBLUS®」や法人向けクラウドサービス「JINSOKU.biz®」、通販業務支援サービス「CROS™」等の顧客基盤構築を推進しております。これらのサービスは、それぞれ独立したサービスとしての拡販と並行して、マルチデバイス利用やクラウド技術、コンテンツ管理・配信技術、メッセージングサービス等個々の機能を切り出し、あるいは柔軟にカスタマイズして外部システムやデータベース等と連携させる用途での営業展開にも注力しており、具体的な用途として新たな教育サービスへの応用や、機器から人への情報発信による保守点検業務の効率化等様々な可能性があると想定しております。直近の事例ではソフトバンクロボティクス株式会社（本社：東京都港区）とALDEBARAN Robotics SAS（本社：フランス）が共同開発する世界初の感情認識パーソナルロボット「Pepper」に当社ソリューションが採用される等、利用の裾野が拡大しつつあります。

また、前述のIoTソリューションやクラウドサービス等の利用拡大に伴って多種多様な機器・センサー・サービスの効率的な連携が必要となることが想定されることから、ID管理やセキュリティ等、全てのサービスに共通して必要となる機能を包括的に管理する共通サービス基盤としてBaaS（Backend as a Service）の開発に取り組んでおり、本BaaSの活用により当社及び顧客のサービス開発期間の大幅短縮や運用コストの大幅低減を実現することを見込んでおります。

[ネットワーク仮想化]

IoT化の進展により、ネットワークに接続するモノ及びデータ通信量の急激な増加が見込まれ、さらにネットワーク上に大小様々なサービスが構築されるようになることから、柔軟かつ経済的なネットワーク構築・制御の実現が課題となりつつあり、そうした課題への解としてネットワークの仮想化に大きな期待が寄せられております。このような事業環境を捉え、当社グループは、多数の世界的な大手通信機器ベンダーへの採用実績を有するネットワーク機器向け基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」等で培った優れた事業実績を活かし、次世代技術分野として、ネットワーク機能の仮想化（NFV：Network Function Virtualization）ソリューションの開発・展開に取り組んでおり、国内外の通信事業者向けに本格商用化へ向けた製品評価を推進しております。

② 事業管理の徹底とグローバルでのコスト抑制

第31期において連結赤字を計上したことの反省を踏まえ、個々のプロジェクト管理を強化し不採算案件の再発防止に努めるとともに、オフショア開発を最大限に活用する等のコスト削減施策を推進してまいります。また、将来的な成果の最大化のための投資と足元での赤字幅縮小へ向けたコスト抑制のバランスに配慮しつつ、各事業の成長フェイズに応じたメリハリの利いた経営資源投入を行うとともに、各事業の事業性判断やリスク管理を迅速かつ適切に行なってまいります。

（用語解説）

ICT：Information and Communication Technologyの略。「情報通信技術」のこと。

Beacon：位置情報機器の総称。低消費電力の近距離無線技術BLE（Bluetooth Low Energy）モジュール搭載のBeaconと、スマートフォンを組み合わせたO2Oサービスなど、幅広い分野への広がりが期待されている。

O2O：Online to Offlineの略。実店舗での購入につなげるために、ネットで行う販売促進活動。

DLNA：Digital Living Network Allianceの略。異メーカ間の家電機器を相互に接続して連携して利用するための技術仕様を策定する業界標準化団体。また同仕様自体のこと。

SDN：Software Defined Networkingの略。ネットワーク構成を動的に設定するために、ネットワーク全体をソフトウェアで制御（定義）する、という次世代ネットワークコンセプト（技術）。

NFV：Network Function Virtualizationの略。ネットワーク仮想化技術を用いて、様々なネットワーク機能またはサービスを汎用サーバ上で実行する方式。

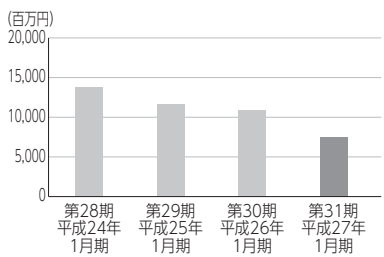
M2M：Machine to Machineの略。機械と機械がIP網を介して相互に情報をやり取りし、自律的に高度な制御や動作を行うこと。

BaaS：Back end as a Serviceの略。モバイルアプリケーションの開発に必要なバックエンド機能（ ユーザ認証、ID管理、ソーシャル連携、位置情報連携など）を提供するクラウドサービス 。

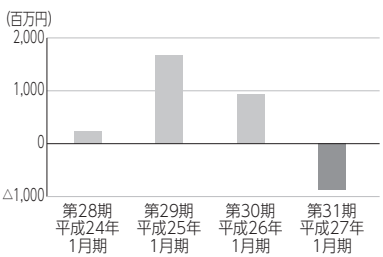
（3）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 28 期 (平成24年１月期)	第 29 期 (平成25年１月期)	第 30 期 (平成26年１月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (平成27年１月期)
売上高（千円）	13,781,648	11,712,377	10,922,526	7,520,806
経常利益（△損失）（千円）	241,246	1,675,155	932,718	△873,043
当期純利益（△損失）（千円）	△4,315,905	2,600,370	193,760	△2,505,584
１株当たり当期純利益（△損失）（円）	△110.09	67.06	5.03	△65.05
総資産（千円）	36,002,219	34,309,332	35,490,075	32,922,084
純資産（千円）	30,704,508	31,982,036	33,147,758	30,887,489
１株当たり純資産額（円）	768.22	818.44	847.40	789.19
自己資本比率（%）	83.7	91.9	92.0	92.3

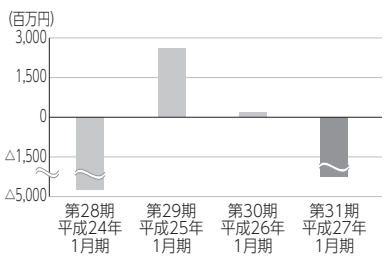
売上高



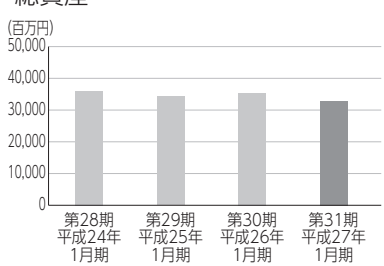
経常利益



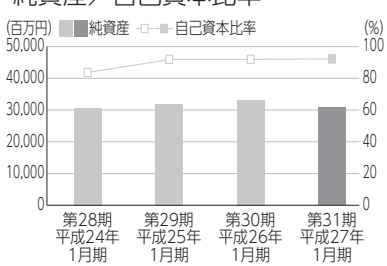
当期純利益



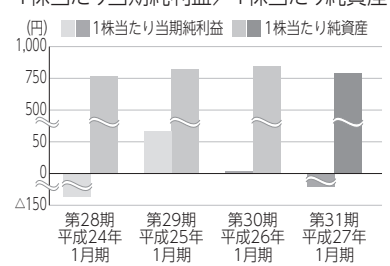
総資産



純資産／自己資本比率



1株当たり当期純利益／1株当たり純資産



（注）１．１株当たり当期純利益（△損失）は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式を控除して算出しております。
２．自己株式数については、株式給付信託口が所有する当社株式を含めております。
３．当社は、平成25年８月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第28期（平成24年１月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益（△損失）および１株当たり純資産を算定しております。

（4）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

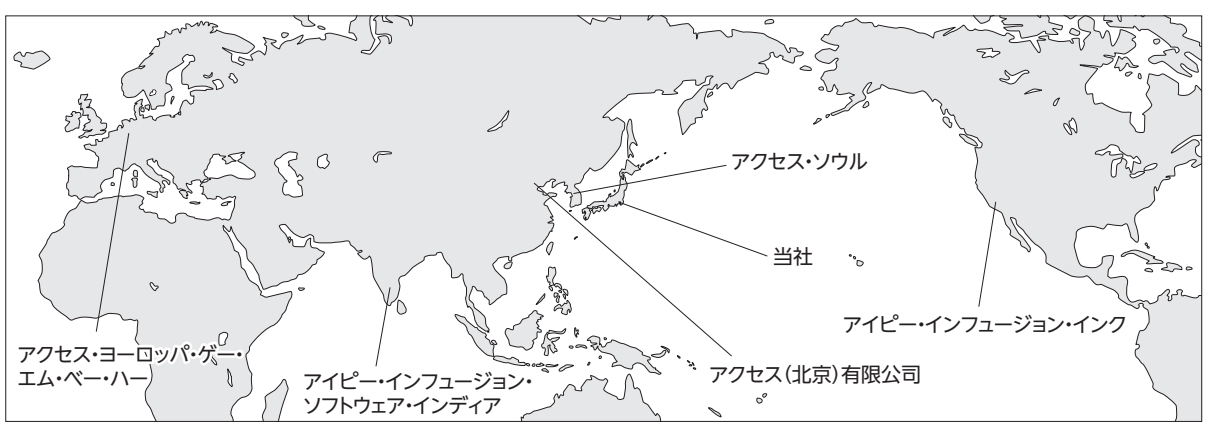
当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アイピー・インフュージョン・インク	20,165千米ドル	100.0%	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発及び販売
アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア	1,000千ルピア	100.0% (100.0%)	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発
アクセス（北京）有限公司	20,000千米ドル	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー	7,129千ユーロ	100.0%	情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス・ソウル	2,200百万ウォン	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売

（注）1．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で、内数であります。
2．アイピー・インフュージョン・インクの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
3．アクセス（北京）有限公司の資本金は、登記情報に合わせるために、米ドル表記としております。
4．アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。

（5）主要な営業所（平成27年１月31日現在）



（6）使用人の状況（平成27年１月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア事業（国内）	93名	△24名
ソフトウェア事業（海外）	150名	△14名
ネットワークソフト事業	236名	6名
フロントエンド事業	63名	△3名
全社（共通）	65（4）名	31（1）名
合計	607（4）名	△4（1）名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
232（4）名	11（1）名	37.4歳	7年2ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（7）主要な借入先の状況（平成27年１月31日現在）

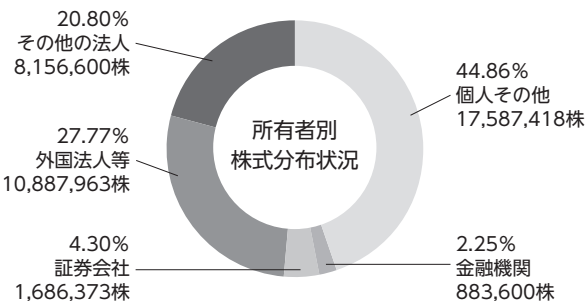
該当事項はありません。

（8）その他当社グループの現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

（1）株式の状況（平成27年１月31日現在）

① 発行可能株式総数　91,500,000株
② 発行済株式の総数　39,203,100株
③ 株主数　16,105名
④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
株式会社ＮＴＴドコモ	4,546,800株	11.60%
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	3,418,900株	8.72%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,247,300株	5.73%
DEUTSCHE BANK AG LONDON－PB NON－TREATY CLIENTS 613	1,901,300株	4.85%
株式会社サン・クロレラ	1,470,000株	3.75%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,263,800株	3.22%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	680,100株	1.73%
サン・クロレラ販売株式会社	514,500株	1.31%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	505,632株	1.29%
RBC IST OMNIBUS 15.315 NON LENDING - CLIENT ACCOUNT	502,000株	1.28%

（注）１．持株比率は自己株式（1,146株）を控除して計算しております。
２．上記大株主の資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産を保有しております。

（2）新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成27年１月31日現在）

	平成24年新株予約権
発行決議日	平成24年５月31日
保有者数	取締役（社外役員除く）３名
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	120,000株
新株予約権の発行価額	１個当たり53,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	平成24年６月19日から 平成54年６月18日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権は、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失した場合に限り行使することができる。 ②新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130％に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年１月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
代表取締役社長	室伏伸哉	最高経営責任者（CEO）	—
取締役	石黒邦宏	専務執行役員 最高技術責任者（CTO）	—
取締役	大石清恭	専務執行役員 最高ビジネス開拓責任者（CBDO） アイピー・インフュージョン・インクCEO	—
取締役	宮内義彦	オリックス株式会社シニア・チェアマン 株式会社ドリームインキュベータ取締役	特別な関係はありません。
取締役	新浪剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長 オリックス株式会社取締役 三菱自動車工業株式会社取締役	特別な関係はありません。
常勤監査役	中江隆耀	—	—
常勤監査役	山本隆臣	—	—
監査役	古川雅一	海南監査法人代表社員	特別な関係はありません。

（注）１．取締役宮内義彦氏及び新浪剛史氏は、社外取締役であります。
２．監査役山本隆臣氏及び古川雅一氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役中江隆耀氏及び山本隆臣氏は、それぞれ他社の財務経理部門における業務経験があり、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
楢崎浩一	平成26年9月30日	辞任	取締役副社長 最高執行責任者（COO）

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2名）	142,557千円 （19,200千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	28,800千円 （16,800千円）
合　　計	9名	171,357千円

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成８年11月１日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額５億円以内と承認いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成８年11月１日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額１億円以内と承認いただいております。
3．上記の支給人員には、平成26年９月30日で退任した取締役１名が含まれております。

④　社外役員に関する事項
主な活動状況

会社における地位	氏　名	活　動　の　内　容
取　締　役	宮　内　義　彦	当期開催の取締役会12回のうち９回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取　締　役	新　浪　剛　史	当期開催の取締役会12回のうち７回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常　勤　監　査　役	山　本　隆　臣	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視・検証するとともに、情報通信分野における豊富な業務経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監　査　役	古　川　雅　一	当期開催の取締役会12回及び監査役会14回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

（4）会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	70,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額	500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70,500千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
２．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（有価証券報告書のXBRLに関する合意された手続き）について対価を支払っております。
３．当社子会社のアイピー・インフュージョン・インク、アクセス・ソウル、アクセス（北京）有限公司、他２社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人の解任を検討します。

（5）会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）企業理念「Mission、Vision、Core Value（MVC)」を策定し、取締役を含むすべての役員及び社員の目指す方針及び基本的価値観とするほか、実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実施状況を定期的に確認する。

2）取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に定める基準に従って会社の重要な業務執行を決定する。

3）取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、取締役は、会社の業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。

4）取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。

5）株主総会において知識･経験の豊富な社外取締役を選任し、良識に基づいた大所高所からの意見、助言を得る。

6）「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。

7）社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録を含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人による閲覧、謄写に供する。

2）取締役の職務の執行に係る情報については、法令又は「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要十分な情報開示を行う。

3）情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティガイドライン」等を策定するとともに、「情報セキュリティ委員会」の設置、開催を通して、情報セキュリティ管理体制を整備し、安全かつ適正な情報資産の保有、活用、管理に取り組む。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制、リスク管理に関する規程の立案その他重要事項を総合的に決定する。

2）各部門長は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定める基本方針に従い、各部門におけるリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項を実施する。

3）当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的なリスクが、万が一発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携して、迅速な対応を行うことにより損害を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講ずる。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。取締役会は、会社法に従い経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに業務執行の監視・監督の機能を担い、代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行する。

2）代表取締役及び役付執行役員並びに取締役社長が特に指名した者から構成される常務会を設置し、当社グループ全体の基本方針及び重要な業務執行事項について審議し、取締役会で決定すべき事項を除きその決定を行う。

3）「企業理念」を踏まえて、中期経営計画及び年次事業計画・予算を策定し、その進捗を確認する。また、原価管理や経営情報の迅速かつ正確な把握を可能にするために、必要な基幹システムを構築する。

4）組織、権限及び業務分掌に関する社内規程を制定し、役割、権限、責任及び手続の明確化を図る。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）企業理念「Mission、Vision、Core Value（MVC)」を策定し、取締役を含むすべての役員及び社員の目指す方針及び基本的価値観とするほか、すべての社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行う。

2）代表取締役社長は、機会があるごとに、コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の重要性及びこれに真剣に取り組む会社の方針・決意を社員に伝達する。

3）「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。

4）代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、この部門が定期的に内部監査を実施し、被監査部門に改善点等をフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役にその活動状況を報告する。内部監査室の代表者は、取締役会及び監査役会を除き、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

5）「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び法務部門が中心となって、コンプライアンスに関する社員向けセミナー、研修を開催し、教育、啓発活動を行う。

⑥　当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、執行役員又は社員を派遣する。派遣された者は、子会社の取締役又は監査役として、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行う。

2）子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等は、常務会に報告させることにより、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握を図り、必要に応じて改善点等を指摘する。

3）各子会社は、自社の規模、事業の性質、所在国その他会社の特性を踏まえて、当社と連携をとりつつ、独自に内部統制システムの整備を行う。

4）当社グループにおける財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制を適切に実施するため、その整備、運用及び評価に関する基本方針を策定し、当該内部統制の有効かつ効率的な整備等に向けて適切な取り組みを進める。

5）「企業理念」に加え、子会社の取締役を含め、当社企業集団のすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」を制定し、その実践状況を定期的に確認する。また、所在国の状況に応じて各子会社は、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、実践する。

6）当社と子会社間の取引条件については、統一的な取引スキームを設定して、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないようにする。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1）監査役から必要として要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき社員を配置する。

2）監査役の職務を補助すべき社員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

⑧　監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。

2）監査役の職務を補助する社員の任命、異動等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。

3）監査役の職務を補助する社員の人事考課、目標管理等については、常勤監査役が行う。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。

2）取締役、執行役員、社員は、監査役の求めに応じて、会社の業務執行の状況を報告する。

3）取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や執行役員等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

2）監査役会は、代表取締役社長と定期的に会議をもち、重要課題等について協議、意見交換を行う。

3）監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。

4）監査役は、会計監査人と定期的に会議をもち、意見及び情報の交換を行う。

（6）会社の支配に関する基本方針

買収防衛策について

当社は、平成25年３月12日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針の一部を改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）の上、継続することを決定致しました。本プランは、平成25年４月17日に開催の当社第29回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

http://jp.access-company.com/files/2013/03/n130312_04.pdf

1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念としており、設立以来、組み込みソフトウェアの分野を中心に様々なソフトウェアを提供してまいりました。また、インターネット時代の到来に先駆け、全ての機器をネットに繋ぐことをビジョンとして、先進的な技術でユビキタス社会の実現をリードしてきました。これらの先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、人々の生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えております。

これまでの事業活動を通じて、当社は、主要な通信事業者、メーカー及びサービス事業者を含む国内外の数多くの顧客との良好な関係を築いてまいりました。また、昨今の通信ネットワーク及び端末技術の急速な発展に伴い、従来の組み込みソフトウェアの提供に加えて、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末上でクラウドに連携した様々な高付加価値サービスを実現するソリューションを提供する等、事業分野の拡大を加速させております。今後も、さらに幅広い顧客・事業分野に対し当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

これらの状況に鑑み、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないよう、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2）基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。

このような考えの下、当社は、今後も中期的な視点に基づき、当社を取り巻く事業環境・新規技術動向を踏まえつつ、顧客・取引先へ新たな製品・サービスを提供することにより、継続的な取引関係の構築・深耕に努めてまいります。

また、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスのより一層の充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。特に企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3）基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

①本プランの目的

上記1）の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様に適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

②本プランの内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

③大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付者が大規模買付行為を行うに当たって遵守すべき手続である、「大規模買付ルール」を予め提示し、大規模買付行為がかかるルールに従って行われることにより、株主の皆様に対して、大規模買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び大規模買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を確保することが可能となると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

④大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(ⅰ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、株主意思確認手続を経る場合に当該手続の完了前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認手続を経ることなく、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(ⅱ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為に応じるかどうか又は対抗措置を発動するかどうかについては、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととしております。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、（ⅰ）で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

（ⅲ）対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置をとることを決定した後でも、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、②対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

（ⅳ）独立委員会の設置及び役割

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は５名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。

（ⅴ）対抗措置の発動又は不発動等についての取締役会の決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行うものとします。

（ⅵ）株主意思確認手続

当社取締役会による本プランに従った対抗措置の発動が決議される場合、原則として株主意思確認総会の開催、又は書面投票により、株主意思を直接確認することといたします。この場合、当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続を、以下のⅰ）株主意思確認総会、又はⅱ）書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、実務上必要とされる日数を勘案した上で、可能な限り速やかに株主意思確認手続を実施します。

ⅰ）株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の皆様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続に準ずるものとします。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

ⅱ）書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の皆様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票による株主意思の確認を行う場合には、議決権を行使することのできる株主の皆様に対して、投票すべき議案（大規模買付者による買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに代替案を添付します。）、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票締切日の３週間前までに株主の皆様に発送し、投票締切日までに当社に到達した投票用紙を有効票とみなします。

上記の株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様とします。また、株主意思確認手続の結果については、判明次第速やかに開示するものとします。

⑤当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記④(ⅲ)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑥大規模買付ルールの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年１月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本プランの廃止又は修正を行うことがあります。ただし、第29回定時株主総会において株主の皆様からいただいたご承認の趣旨に反する本プランの修正は行わないこととし、また、本プランの廃止又は修正については、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、その助言・勧告を最大限尊重して行うこととします。また本プランについて廃止又は修正を行った場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

4）本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記１）に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記１）の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

（ⅰ）大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

（ⅱ）大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

②本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記１）に記載の基本方針の考え方並びに平成17年５月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年６月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」 及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

③本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は５名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本プランの根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

④本プランは株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていること

本プランは以下の点において、当社株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていると考えております。まず、本プランにおいて、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合には、その是非について株主の皆様の意思を確認することといたします。また、本プランは、第29回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に改定更新され、本プランの廃止又は修正について、株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行いません。さらに、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ACCESS、ACCESSロゴ、NetFront、CosmoSia、Fullmiere、Aeroz、PUBLUS、JINSOKU.bizは、日本国、米国およびその他の国における株式会社ACCESSの商標又は登録商標です。
ZebOSは、IP Infusion Inc.の米国およびその他の国における商標又は登録商標です。
Androidは、Google Inc.の商標又は登録商標です。
DLNAはデジタル リビング ネットワーク アライアンスの商標又は登録商標です。なお、Digital Living Network Allianceは、デジタル リビング ネットワーク アライアンスのサービスマークです。
その他、文中に記載されている商標、会社名及びロゴは、それぞれ所有する各社に帰属します。

連結貸借対照表

（単位：千円）

資産の部			負債の部		
科目	前期(ご参考) (平成26年1月31日現在)	当期 (平成27年1月31日現在)	科目	前期(ご参考) (平成26年1月31日現在)	当期 (平成27年1月31日現在)
流動資産	**28,245,400**	**27,290,992**	**流動負債**	**2,090,024**	**1,748,642**
現金及び預金	23,093,005	23,534,850	買掛金	201,124	276,486
受取手形及び売掛金	3,869,151	2,589,979	未払法人税等	342,995	65,342
有価証券	956,172	675,141	賞与引当金	193,091	177,090
商品及び製品	38,608	28,181	受注損失引当金	27,564	30,173
仕掛品	73,009	57,237	その他	1,325,249	1,199,550
繰延税金資産	4,857	－	**固定負債**	**252,293**	**285,952**
その他	451,854	475,043	繰延税金負債	25,921	35,214
貸倒引当金	△241,259	△69,440	退職給付引当金	113,559	－
固定資産	**7,244,675**	**5,631,091**	退職給付に係る負債	－	115,028
有形固定資産	**4,110,049**	**2,705,878**	株式給付引当金	57,427	46,247
建物	2,373,530	1,536,443	その他	55,385	89,462
器具備品	172,985	39,435	**負債合計**	**2,342,317**	**2,034,595**
土地	1,563,534	1,130,000	**純資産の部**		
無形固定資産	**91,010**	**9,724**	**株主資本**	**34,891,089**	**32,387,779**
ソフトウェア	87,048	9,724	資本金	31,391,499	31,391,499
その他	3,961	－	資本剰余金	8,431,093	8,431,109
投資その他の資産	**3,043,614**	**2,915,488**	利益剰余金	△4,526,785	△7,032,369
投資有価証券	637,566	687,606	自己株式	△404,718	△402,460
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000	**その他の包括利益累計額**	**△2,250,816**	**△1,986,620**
繰延税金資産	243,181	16,097	その他有価証券評価差額金	26,016	55,144
その他	162,866	211,784	為替換算調整勘定	△2,276,833	△2,041,765
			新株予約権	**507,485**	**486,330**
			純資産合計	**33,147,758**	**30,887,489**
資産合計	**35,490,075**	**32,922,084**	**負債純資産合計**	**35,490,075**	**32,922,084**

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://jp.access-company.com/investors/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

（単位：千円）

科目	前期（ご参考） （自 平成25年2月 1 日 至 平成26年1月31日）	当期 （自 平成26年2月 1 日 至 平成27年1月31日）
売上高	**10,922,526**	**7,520,806**
売上原価	**4,908,423**	**4,177,112**
売上総利益	**6,014,103**	**3,343,693**
販売費及び一般管理費	**5,211,359**	**4,402,449**
営業利益又は営業損失（△）	**802,743**	**△1,058,755**
営業外収益	**203,333**	**274,968**
受取利息	67,192	56,774
投資事業組合運用益	－	90,228
受取配当金	－	500
為替差益	59,717	94,618
還付消費税等	56,150	17,090
その他	20,272	15,755
営業外費用	**73,358**	**89,256**
支払利息	67	51
持分法による投資損失	52,311	86,147
投資事業組合運用損	17,573	－
その他	3,405	3,056
経常利益又は経常損失（△）	**932,718**	**△873,043**
特別利益	**51,881**	**46,267**
新株予約権戻入益	51,364	21,567
投資有価証券売却益	517	24,700
特別損失	**162,889**	**1,584,099**
固定資産除却損	32	9,911
減損損失	19,439	1,479,186
特別退職金	142,694	67,772
関係会社株式売却損	－	9,927
事業整理損	－	17,301
その他	723	－
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	**821,710**	**△2,410,874**
法人税、住民税及び事業税	204,002	105,923
法人税等調整額	423,946	△11,213
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（△）	**193,760**	**△2,505,584**
当期純利益又は当期純損失（△）	**193,760**	**△2,505,584**

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年２月１日　残高	31,391,499	8,431,093	△4,526,785	△404,718	34,891,089
連結会計年度中の変動額					
当期純損失（△）			△2,505,584		△2,505,584
自己株式の処分		15		2,257	2,273
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	15	△2,505,584	2,257	△2,503,310
平成27年１月31日　残高	31,391,499	8,431,109	△7,032,369	△402,460	32,387,779

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年２月１日　残高	26,016	△2,276,833	△2,250,816	507,485	33,147,758
連結会計年度中の変動額					
当期純損失（△）					△2,505,584
自己株式の処分					2,273
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	29,128	235,067	264,196	△21,154	243,041
連結会計年度中の変動額合計	29,128	235,067	264,196	△21,154	△2,260,269
平成27年１月31日　残高	55,144	△2,041,765	△1,986,620	486,330	30,887,489

（単位：千円）

科目	当期 （自 平成26年2月 1 日 至 平成27年1月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	207,950
投資活動によるキャッシュ・フロー	127,697
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3
現金及び現金同等物に係る換算差額	214,183
現金及び現金同等物増加額	549,828
現金及び現金同等物の期首残高	23,306,162
現金及び現金同等物の期末残高	23,855,990

（単位：千円）

資産の部			負債の部		
科目	前期(ご参考) (平成26年1月31日現在)	当期 (平成27年1月31日現在)	科目	前期(ご参考) (平成26年1月31日現在)	当期 (平成27年1月31日現在)
流動資産	**23,404,304**	**23,863,652**	**流動負債**	**783,379**	**767,833**
現金及び預金	21,154,639	22,068,467	買掛金	174,806	208,449
売掛金	2,156,313	1,533,452	未払金	334,075	245,989
有価証券	23,836	26,170	未払費用	30,986	46,072
商品及び製品	24,608	28,181	未払法人税等	48,907	24,622
仕掛品	72,384	51,743	前受金	48,066	42,235
前払費用	81,232	71,129	預り金	38,779	62,975
関係会社短期貸付金	14,700	－	賞与引当金	75,957	83,001
その他	65,575	115,356	受注損失引当金	3,354	24,428
貸倒引当金	△188,986	△30,847	その他	28,444	30,058
固定資産	**10,052,304**	**7,660,445**	**固定負債**	**200,879**	**200,012**
有形固定資産	**3,998,994**	**2,610,000**	繰延税金負債	21,712	30,400
建物	2,349,883	1,480,000	退職給付引当金	113,486	114,946
器具備品	85,576	－	株式給付引当金	57,427	46,247
土地	1,563,534	1,130,000	資産除去債務	8,253	8,418
無形固定資産	**92,866**	**－**	**負債合計**	**984,258**	**967,846**
ソフトウェア	45,784	－	**純資産の部**		
知的財産権	43,119	－	**株主資本**	**32,326,136**	**30,411,394**
その他	3,961	－	**資本金**	**31,391,499**	**31,391,499**
投資その他の資産	**5,960,443**	**5,050,445**	**資本剰余金**	**8,431,093**	**8,431,109**
投資有価証券	336,501	462,802	資本準備金	31,098	31,098
関係会社株式	2,981,451	2,070,075	その他資本剰余金	8,399,995	8,400,011
関係会社出資金	44,323	－	**利益剰余金**	**△7,091,739**	**△9,008,754**
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000	その他利益剰余金	△7,091,739	△9,008,754
関係会社長期貸付金	535,928	648,356	繰越利益剰余金	△7,091,739	△9,008,754
従業員に対する長期貸付金	－	13,090	**自己株式**	**△404,718**	**△402,460**
その他	62,239	54,583	**評価・換算差額等**	**35,435**	**55,234**
貸倒引当金	－	△198,461	その他有価証券評価差額金	35,435	55,234
			新株予約権	**110,778**	**89,623**
資産合計	**33,456,609**	**31,524,098**	**純資産合計**	**32,472,350**	**30,556,252**
			負債純資産合計	**33,456,609**	**31,524,098**

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://jp.access-company.com/investors/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

（単位：千円）

科目	前期（ご参考） （自 平成25年2月 1 日 至 平成26年1月31日）	当期 （自 平成26年2月 1 日 至 平成27年1月31日）
売上高	**6,026,385**	**4,206,772**
売上原価	**2,380,752**	**2,425,459**
売上総利益	**3,645,632**	**1,781,312**
販売費及び一般管理費	**2,962,683**	**2,476,267**
営業利益又は営業損失（△）	**682,949**	**△694,955**
営業外収益	**617,228**	**594,874**
受取利息	27,228	32,941
受取配当金	－	500
関係会社受取配当金	490,000	390,340
為替差益	89,846	69,314
投資事業組合運用益	－	90,228
その他	10,152	11,548
営業外費用	**17,646**	**－**
投資事業組合運用損	17,573	－
その他	73	－
経常利益又は経常損失（△）	**1,282,530**	**△100,081**
特別利益	**6,095**	**46,267**
新株予約権戻入益	5,563	21,567
投資有価証券売却益	532	24,700
特別損失	**7,566,313**	**1,834,487**
固定資産除却損	－	1,791
減損損失	－	1,489,911
関係会社貸倒引当金繰入額	－	198,461
関係会社株式評価損	7,493,638	100,000
関係会社出資金評価損	72,373	44,323
特別退職金	301	－
税引前当期純純損失（△）	**△6,277,688**	**△1,888,301**
法人税、住民税及び事業税	92,519	30,922
法人税等調整額	410,860	△2,208
当期純損失（△）	**△6,781,068**	**△1,917,015**

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年２月１日　残高	31,391,499	31,098	8,399,995	8,431,093	△7,091,739	△7,091,739	△404,718	32,326,136
事業年度中の変動額								
当期純損失（△）					△1,917,015	△1,917,015		△1,917,015
自己株式の処分			15	15			2,257	2,273
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	15	15	△1,917,015	△1,917,015	2,257	△1,914,741
平成27年１月31日　残高	31,391,499	31,098	8,400,011	8,431,109	△9,008,754	△9,008,754	△402,460	30,411,394

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成26年２月１日　残高	35,435	35,435	110,778	32,472,350
事業年度中の変動額				
当期純損失（△）				△1,917,015
自己株式の処分				2,273
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	19,798	19,798	△21,154	△1,356
事業年度中の変動額合計	19,798	19,798	△21,154	△1,916,097
平成27年１月31日　残高	55,234	55,234	89,623	30,556,252

独立監査人の監査報告書

平成27年３月20日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貝　塚　真　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＡＣＣＥＳＳの平成26年２月１日から平成27年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＡＣＣＥＳＳ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成27年３月20日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貝　塚　真　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＣＣＥＳＳの平成26年２月１日から平成27年１月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年２月１日から平成27年１月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年３月20日

株式会社ＡＣＣＥＳＳ　監査役会

常勤監査役　中江　隆耀　㊞

常勤監査役（社外監査役）　山本　隆臣　㊞

社外監査役　古川　雅一　㊞

以　上

１．変更の理由

(1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株式についての権利を明確にするため、定款第８条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

(3) 平成26年６月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第１項の規定により、定款第27条（取締役の責任限定契約）及び第35条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第27条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。また、責任限定契約に係る定款の一部変更に関する効力発生日について、附則を設けるものであります。

(4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条（記載省略）	第１条（変更なし）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．コンピュータハードウェア･ソフトウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売及び輸出入	１．コンピュータハードウェア･ソフトウェアの企画、研究、開発、設計、製造、リース、レンタル、販売及び輸出入
２．半導体、集積回路等の電子、電気部品及び通信機器、計測機器、通信接続機器等の情報機器の企画、研究、開発、設計、製造、販売及び輸出入	２．半導体、集積回路等の電子、電気部品及び通信機器、計測機器、通信接続機器等の情報機器の企画、研究、開発、設計、製造、リース、レンタル、販売及び輸出入
３．(記載省略)	３．(変更なし)
４．コンピュータ情報処理システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入	４．コンピュータ情報処理システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
５．通信ネットワーク情報システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入	５．通信ネットワーク情報システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
６．(記載省略)	６．(変更なし)
７．通信ネットワーク及び記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像･画像･音声･文字･数値情報のソフトウェアの企画、設計、製作、販売及び輸出入	７．通信ネットワーク及び記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像･画像･音声･文字･数値情報のソフトウェアの企画、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入

現　行　定　款	変　更　案
8．通信ネットワークを利用した代金決済システムの企画、研究、開発、設計、製作、販売及び輸出入	8．通信ネットワークを利用した代金決済システムの企画、研究、開発、設計、製作、リース、レンタル、販売及び輸出入
（新設）	9 太陽光等の新エネルギーによる発電及び電力の売却並びに太陽光等による発電システムの企画開発、販売、保守、監視等の業務
（新設）	10．位置情報の収集、分析、処理及び提供・販売業務
（新設）	11．市場調査、広告宣伝及び販売促進に関する業務
（新設）	12．レンタルサーバ等のホスティングサービス事業
（新設）	13．データセンターの運用及びこれに付帯するハードウェア若しくはソフトウェアの販売、貸与等の事業
（新設）	14．電気通信事業法に基づく電気通信事業及び電気通信事業の受託業務
9～16（記載省略）	15～22（変更なし）
17．特許権、工業所有権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理運用	23．著作権、産業財産権等の知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理運用
（新設）	24．不動産の管理、賃貸、仲介及び売買
18．16号を除く前各号に付帯又は関連する教育及びコンサルティング	25．22号を除く前各号に付帯又は関連する教育及びコンサルティング
19．前各号に定めた業務を行う事業会社及び前各号に定めた業務を行うに必要な技術を用いた事業会社に対する投資	（削除）
（新設）	26．有価証券の保有、運用、投資、売買
（新設）	27．投資業及び投資顧問業
20．（記載省略）	28．（変更なし）
第３条～第５条（記載省略）	第３条～第５条（変更なし）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第７条（記載省略）	第６条～第７条（変更なし）
（新設）	（単元未満株式についての権利）
	第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
	（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
	（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第16条（記載省略）	第９条～第17条（変更なし）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第17条～第25条（記載省略）	第18条～第26条（変更なし）
（新設）	（取締役の責任限定契約） 第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役及び使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第26条～第32条（記載省略）	第28条～第34条（変更なし）
（新設）	（監査役の責任限定契約） 第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第36条（記載省略）	第36条～第39条（変更なし）
（新設）	附則 第27条及び第35条の新設に関し、社外取締役以外の非業務執行取締役及び社外監査役以外の監査役との責任限定契約に関する規定の効力発生日は、平成26年６月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）中、会社法第427条第1項に係る改正が施行される日（平成27年５月１日）とする。なお、本附則は、上記の効力発生をもってこれを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成27年４月15日
定款変更の効力発生日　　平成27年４月15日（注）

（注）第27条及び第35条の新設に関し、社外取締役以外の非業務執行取締役及び社外監査役以外の監査役との責任限定契約に関する規定の効力発生日は、平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）中、会社法第427条第１項に係る改正が施行される日（平成27年５月１日）とする。

取締役全員（５名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため新任取締役３名を含む取締役７名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	兼子 孝夫（かねこ たかお） (昭和22年７月21日生)	昭和46年 ４月　富士通株式会社入社 平成 ２年12月　同社システム本部 第５システム統括部自治体システム部長 平成 ９年 ６月　同社システム本部 情報出版システム統括部長 平成13年 ６月　同社システム本部 主席部長 平成14年 ６月　株式会社富士通テクノシステム代表取締役社長 平成16年 ６月　株式会社富士通ビー・エス・シー代表取締役社長 平成27年 ３月　当社 顧問（現任）	0株
2	大石 清恭（おおいし きよやす） (昭和39年12月10日生)	昭和62年 ４月　ソニー株式会社入社 平成 ８年 ７月　GeoWorks社入社 平成11年12月　当社（アクセス・システムズ・アメリカ・インク）入社 平成17年 ５月　当社マーケティング本部執行役員・本部長 平成18年10月　当社営業・マーケティンググループ マーケティング本部執行役員・本部長 平成22年 ２月　当社執行役員 平成23年 ２月　当社海外事業グループ事業部長 平成23年10月　当社専務執行役員 兼 CBDO 平成24年 ３月　海外事業グループ長 平成24年 ４月　当社取締役（現任） 平成27年 ２月　当社取締役 副社長執行役員（現任）兼 COO-Overseas（現任） （重要な兼職の状況） アイピー・インフュージョン・インクCEO	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	室伏 伸哉（むろふし のぶや） (昭和34年5月11日生)	昭和60年10月　青山監査法人入所 平成 5 年 4 月　公認会計士登録 平成 7 年 7 月　ビック・アップル公認会計士共同事業所開業 平成10年 8 月　株式会社エイブル入社 平成11年11月　当社入社 平成12年 4 月　当社取締役 平成14年 3 月　当社常務取締役 平成17年 4 月　当社アドバイザー 平成19年 3 月　当社CFO 平成19年 4 月　当社取締役常務執行役員 平成21年 2 月　当社取締役専務執行役員 兼 CFO 平成23年 4 月　当社取締役執行役員 兼 CFO 平成23年10月　当社代表取締役社長（現任）兼 CEO（現任）兼 CFO	67,500株
4	夏海 龍司（なつうみ りゅうじ） (昭和43年11月21日生)	平成 2 年 4 月　株式会社エヌジェーケー入社 平成11年12月　当社入社 平成24年 3 月　当社執行役員（現任）兼 ソフトウェアソリューション本部長 平成26年 2 月　当社執行役員 兼 研究開発戦略副室長 兼 品質管理室長 平成26年10月　当社執行役員 兼 クラウドサービス事業部長 兼 品質管理室長 平成27年 2 月　当社執行役員 兼 COO-Japan（現任）兼 開発本部長（現任） （重要な兼職の状況） アイピー・インフュージョン・インク Director アクセス・ソウル Director	1,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	植松 理昌（うえまつ みちまさ） (昭和43年４月24日生)	平成５年４月　セコム株式会社入社 平成12年２月　当社入社 平成15年２月　当社研究開発本部長 平成17年５月　当社執行役員 兼 研究開発本部長 平成18年２月　当社執行役員 兼 技術戦略企画本部長 平成18年10月　当社執行役員 兼 開発本部長 平成19年10月　当社執行役員 兼 開発グループ副グループ長 平成20年10月　当社執行役員 兼 ALPプロジェクト第1プロジェクト本部長 兼 開発グループ副グループ長 平成21年２月　当社開発グループ チーフアーキテクト 平成24年３月　当社執行役員（現任）兼 Co-CTO 平成26年２月　当社執行役員 兼 Co-CTO 兼 研究開発戦略室長 平成27年２月　当社執行役員 兼 CTO（現任）兼 研究開発本部長（現任） （重要な兼職の状況） アクセス・ソウル Director	5,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	宮内 義彦（みやうち よしひこ） (昭和10年９月13日生)	昭和35年 ８月　日綿實業株式会社（現双日株式会社）入社 昭和39年 ４月　オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社 昭和45年 ３月　同社取締役 昭和55年12月　同社代表取締役社長・グループCEO 平成11年 ３月　富士ゼロックス株式会社取締役 平成12年 ４月　オリックス株式会社代表取締役会長・グループCEO 平成12年 ９月　株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）取締役 平成15年 ３月　昭和シェル石油株式会社取締役 平成15年 ６月　オリックス株式会社取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO ソニー株式会社取締役 平成17年 ３月　株式会社大京取締役 平成17年 ６月　双日ホールディングス株式会社（現双日株式会社）取締役 平成18年 ４月　当社取締役（現任） 平成26年 ６月　オリックス株式会社シニア・チェアマン（現任） 株式会社ドリームインキュベータ取締役（現任） （重要な兼職の状況） オリックス株式会社シニア・チェアマン 株式会社ドリームインキュベータ取締役	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	新浪 剛史（にいなみ たけし） (昭和34年１月30日生)	昭和56年 ４月　三菱商事株式会社入社 平成 ７年 ６月　株式会社ソデックスコーポレーション（現株式会社LEOC）代表取締役 平成11年 ７月　三菱商事株式会社生活産業流通企画部 外食事業チームリーダー 平成12年 ４月　同社ローソンプロジェクト統括室長 兼 外食事業室長 平成13年 ４月　同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニットマネジャー 兼 外食事業ユニットマネジャー 平成14年 ３月　株式会社ローソン顧問 平成14年 ５月　同社代表取締役社長執行役員 平成17年 ３月　同社代表取締役社長CEO 平成18年 ４月　当社取締役（現任） 平成22年 ６月　オリックス株式会社取締役（現任） 平成25年 ５月　株式会社ローソン代表取締役CEO 平成26年 ５月　同社　代表取締役会長 同社　代表取締役 平成26年 ６月　三菱自動車工業株式会社取締役（現任） 平成26年10月　サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長 オリックス株式会社取締役 三菱自動車工業株式会社取締役	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．兼子孝夫氏、夏海龍司氏及び植松理昌氏は、新任の取締役候補者であります。
３．宮内義彦氏及び新浪剛史氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者は、いずれも経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．宮内義彦氏及び新浪剛史氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結のときをもって９年になります。
６．宮内義彦氏及び新浪剛史氏が選任され、社外取締役として就任した場合は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は両氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外監査役２名を含む監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中江 隆耀（なかえ たかあき） (昭和14年２月25日生)	昭和39年４月　千代田化工建設株式会社入社 平成４年４月　テクノファイナンス株式会社常務取締役 平成５年６月　同社代表取締役社長 平成12年２月　当社入社 平成12年４月　当社常勤監査役（現任）	7,500株
2	山本 隆臣（やまもと たかおみ） (昭和19年２月21日生)	昭和41年４月　国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 昭和63年３月　同社事業開発本部グループ事業部次長 平成７年２月　同社事業開発本部移動通信事業部長 平成12年３月　株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）代表取締役専務 平成12年９月　同社代表取締役社長 平成14年４月　KDDI株式会社総務本部人事部担当部長 平成15年４月　当社常勤監査役（現任）	0株
3	古川 雅一（ふるかわ まさかず） (昭和24年11月16日生)	昭和48年４月　住友金属工業株式会社入社 昭和55年11月　監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和59年５月　公認会計士登録 昭和61年７月　古川公認会計士事務所開業 昭和63年６月　海南監査法人代表社員（現任） 平成12年４月　当社監査役（現任） 平成18年６月　株式会社シーボン監査役 （重要な兼職の状況） 海南監査法人代表社員	7,500株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山本隆臣氏及び古川雅一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、古川雅一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．山本隆臣氏を社外監査役候補者とした理由は、情報通信分野において培われた豊富な業務経験・知識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって12年になります。

４．古川雅一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって15年になります。

５．山本隆臣氏、古川雅一氏が選任され、社外監査役として就任した場合は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は両氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、中江隆耀氏が選任され、監査役として就任した場合は、改正会社法の施行日（平成27年５月１日）以後に同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

以　上

株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月開催
基準日	定時株主総会　毎年1月31日 期末配当金　　毎年1月31日 中間配当金　　毎年7月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031
(インターネットホームページURL)	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告の方法	電子公告の方法により行います。 http://jp.access-company.com/investors/public_notice/ ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場証券取引所	東京証券取引所

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】
証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設いたしました。
特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　２階「ダイヤモンドルーム」
電話（03）3264―1111

交通のご案内

●地下鉄「九段下駅」
東西線　７番口（富士見口）より徒歩１分
半蔵門線・都営新宿線　３ａ番口より徒歩３分

●ＪＲ・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩７分
総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線

